

国立大学法人富山大学教育研究評議会に出席する若手教員に対する特殊勤務手当の特例に関する規則

令和4年1月11日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において、国立大学法人富山大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に出席する若手教員に支給する特殊勤務手当の特例について定める。

(適用職員)

第2条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則が適用される職員に適用する。

(特殊勤務手当の特例)

第3条 特殊勤務手当の特例として、若手教員を代表する立場から本学の教育研究の運営改善に向けた意見を述べるために教育研究評議会に出席した教育職員には、評議会出席手当として教育研究評議会への出席1回につき10,000円を支給する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、評議会出席手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、令和4年1月11日から施行し、令和3年12月1日から適用する。